

避難行動要支援者の 個別避難計画作成の手引き

令和5年7月
多治見市企画防災課

目 次

第1章	はじめに	p 1
第2章	避難行動要支援者の避難支援制度	p 2
1	用語の定義	p 2
2	避難支援制度	p 3
第3章	個別避難計画	p 5
1	個別避難計画の作成方針	p 5
2	個別避難計画の作成方法	p 6
3	個別避難計画の管理	p 13
4	業務委託契約	p 13
第4章	避難支援の実務	p 14
1	「避難支援」の基本的な取組み	p 14
第5章	参考資料	p 15
1	よくあるQ & A	p 15
2	区別の計画作成対象者数	p 18
3	指定避難所・指定緊急避難場所	p 19

第1章 はじめに

平成23年の東日本大震災や令和元年の房総半島台風など、自然災害はますます頻発化・激甚化しています。このような中で災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に留めるためには、住民と各団体、行政が一体となって「自助」「共助」「公助」の効用を一層高めていく必要があります。また、近年の災害では、特に高齢者や障害者へ被害が集中しており、これらの方たちの生命財産を守る施策の実行実現は喫緊の課題となっています。

このような現状をふまえ、多治見市では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を重点化し、自治会や民生委員をはじめとする関係者の皆様のご協力を得ながら積極的に取り組んで参ります。避難行動要支援者への適切な避難支援が行われるためには、個人の状況や地域の事情など実態を踏まえた個別具体的な避難計画の作成と地域による普段からの見守りが不可欠です。また、個別避難計画の作成は、避難行動要支援者個人の受援機会を広げるだけでなく、その作成過程から地域住民同士のつながりを創出し、地域コミュニティをさらに進展させる一助としてお役立ていただけます。

避難行動要支援者に関わるすべての方たちが「共助」の取り組みを進めることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりが実現できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

第2章 避難行動要支援者の避難支援制度

1 用語の定義

■要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時において特に配慮を要する者をいいます。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

■避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難の実施に関係する者として多治見市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）で定める次の人や機関をいいます。

- ・避難支援等実施者
- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・民生委員
- ・警察署
- ・消防署
- ・その他市長が認めた関係者

■避難行動要支援者名簿

災害対策基本法（以下「法」といいます。）及び地域防災計画に基づき市が作成する避難行動要支援者の情報をあらかじめ登録した名簿です。多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例（以下「条例」といいます。）に基づき、本人の同意（みなし同意（注）を含む。）を得たうえで、避難支援等関係者に提供されます。

（注）条例第5条第2項の規定に基づき、名簿情報の提供について不同意の意思を表示しなかった者について本人の同意があったものとして取り扱うことをいいます。

■個別避難計画

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者一人ひとりについて作成する具体的な避難計画です。避難時の配慮事項、避難先や必要な支援等を記載しています。

■避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち、避難行動要支援者ごとに個別避難計画で定める当該避難行動要支援者の避難支援等を行う者をいいます。

2 避難支援制度

(1) 避難行動要支援者名簿

《経緯》

東日本大震災の教訓として、高齢者、障害のある人等に対する情報提供、避難、避難生活等様々な場面での対応が不十分であったことを受け、これらの者に関する名簿の整備と活用が必要とされ、法改正により市町村への避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

《実施内容》

多治見市では、法改正による避難行動要支援者名簿作成義務化の趣旨を踏まえ、実災害では自ら適切な意思表示をすることが難しい者ほど避難支援が必要であるという考えのもと、避難行動要支援者名簿の活用による避難支援の効果をさらに高めるため、条例に特別の定め「逆手上げ方式」を設け、名簿情報の提供について不同意の意思表示をしなかった者を含め、避難支援等関係者に名簿情報を提供しています。

避難行動要支援者名簿は、毎年8月1日を基準として避難行動要支援者へ名簿登載に関する意向調査を行い、その結果をもとに翌年度、避難支援等関係者へ提供しています。

対象者となる方（避難行動要支援者）

※入院中・施設入所中の方は除きます。

- ① 要介護認定3・4・5の方
- ② 65歳以上のみの世帯に属する方のうち
 - ア. 要介護認定1又は2の方
 - イ. 要支援認定の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちで、以下の等級の方

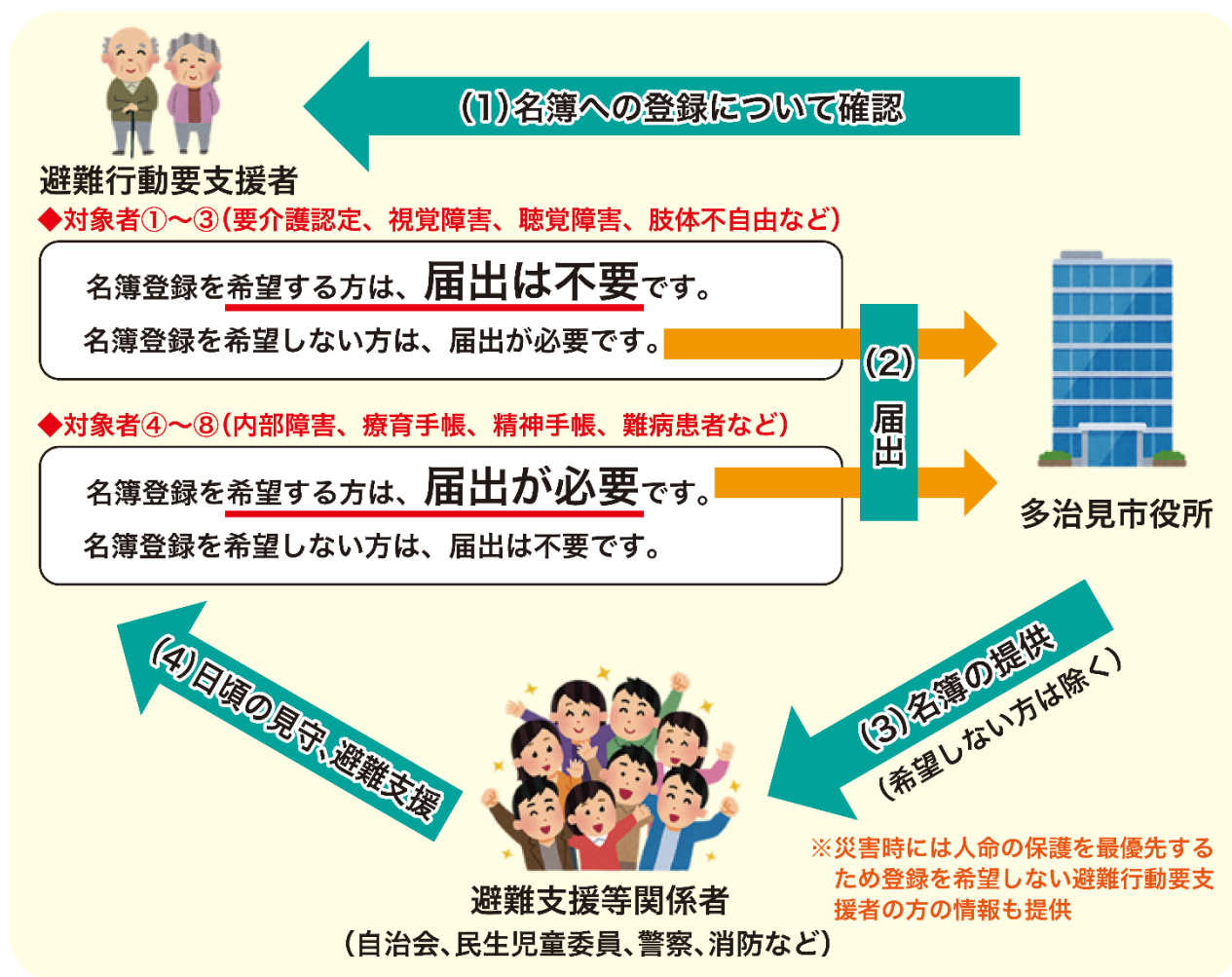
障害の種別			障害の等級
視覚障害			1級、2級
聴覚障害			2級
肢体不自由	上肢		1級、2級
	下肢		1級、2級
	体幹		1級、2級、3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級、2級 1級、2級、3級

名簿へ登録されます。
登録を希望しない方は、届出が必要です。

- ④ 身体障害者手帳をお持ちで、内部障害1～4級の方
- ⑤ 療育手帳をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑦ 指定難病の医療受給者証の交付を受けている方
- ⑧ ①から⑦以外で希望される方
例) 認知症高齢者、外国人など

名簿への登録を希望する方は、届出が必要です。

制度の仕組み



(2) 個別避難計画

《経緯》

避難行動要支援者名簿の作成は進んだものの、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨においても、高齢者などの避難行動要支援者に被害が集中してしまいました。国はこの状況を受け、令和3年に法改正を行い、避難行動要支援者の避難支援の実効性をさらに高めるため、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援等について定める個別避難計画の作成を市町村の努力義務としました。

《実施内容》

多治見市では、以前から「災害時要援護者」(※現在の「避難行動要支援者」)について名簿を作成したうえで個別の避難計画を作成してきましたが、法改正に伴い令和4年に「多治見市個別避難計画に関する要綱」を制定し、法定の必須記載項目を備えた個別避難計画の様式を整備しました。その後、庁内や外部の関係機関と連携し、個別避難計画に関する事業実施方針について検討を重ね、令和5年度前期においてモデル事業として第22区での作成事業を完了しました。今後は、国が事業完了の目途としている令和7年度末までに全市域での作成事業に着手・完了することを目指して事業を推進していきます。

第3章 個別避難計画

1 個別避難計画の作成方針

(1) 作成対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に登載され個別避難計画の作成について同意したすべての者について作成しなければなりません。その一方で、災害はいつ発生するかわからないため、真に避難支援が必要な者については速やかに計画を作成する必要があります。

多治見市では、国の作成方針を踏まえ、避難行動要支援者のなかでも災害の危険がある区域(注)にお住まいの方（以下「計画作成対象者」といいます。）を優先して作成を進めます。

(注) 浸水想定区域（L1、L2）及び土砂災害警戒区域に指定された区域をいいます。

(2) 作成主体

個別避難計画の目的は、災害時に避難行動要支援者に対する避難支援が行われるチャンスを広げることで避難行動要支援者への被害の発生を無くし、又は軽減することです。このことから、計画内容は実際の災害で機能する可能性が高いものである必要があります。このことを踏まえると、行政が機械的に作成するのではなく、日ごろから避難行動要支援者に近く、有事の際に避難支援が行える可能性が高い人たち、すなわち、近隣住民や日頃から関わる機会の多い人たちが事業主体となり、計画作成を進めていただくことが重要です。

したがって、多治見市では、個別避難計画作成事業を避難行動要支援者が属する区に委託することとし、民生委員をはじめとする関係機関の協力を得ながら、区と民生委員と市が連携して事業を推進してまいります。

区をはじめ関係の皆様にはご負担をおかけしますが、この取り組みは、避難行動要支援者の災害時の被害軽減のみに留まらず、昨今多くの地域で課題となっている地域コミュニティの再構築への一助ともなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 事業スケジュール

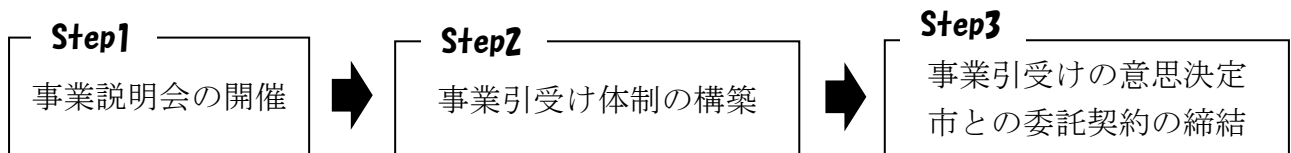
個別避難計画作成事業は、概ね次のスケジュールで実施します。

年度	実施内容		概要
令和5	- モデル事業実施（22区） - 課題検証・事業方針決定 - 関係者への協力依頼、広報		モデル事業での課題を検証し全市展開方針を定めます。区や民生委員への協力依頼と避難行動要支援者への周知を行います。
令和6	全市展開	作成事業の実施（24の区）	事業実施の体制が整った区から順に事業を開始します。令和7年度末までに全区で作成事業を完了します。
令和7		作成事業の実施（25の区）	
令和8	個別対応		未作成者への個別対応と作成済者の計画更新を行います。

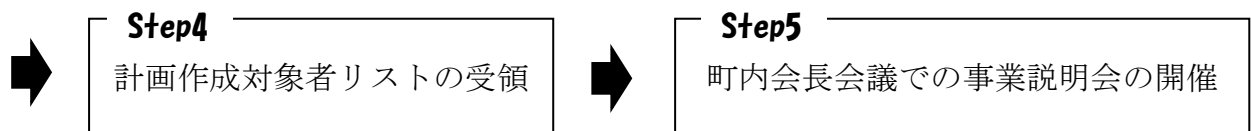
2 個別避難計画の作成方法

(1) 各区における事業実施の流れ

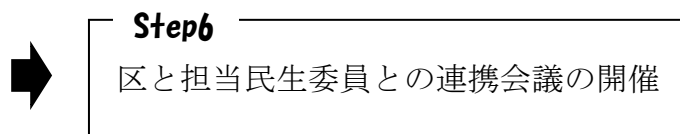
事業引受から事業完了まで概ね6か月を要する見込みです



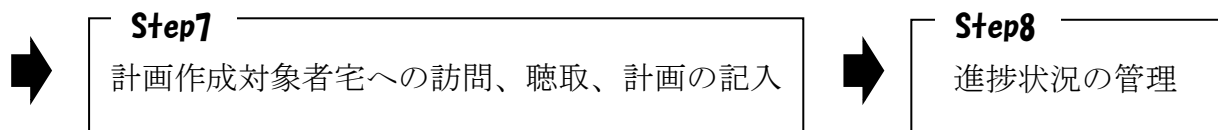
区の役員会等の場で市職員が事業説明を行います。区は事業引き受けのために必要な体制の構築を進めます。区は町内会長会議等に諮り、区として事業を引き受ける意思決定をした後、市との間で「個別避難計画作成業務委託契約」を締結します。



委託契約締結後、市から区へ計画作成対象者リストをお渡しします。リストの管理や活用方法について町内会長会議等の場で市職員が説明します。



計画作成に向け、区（町内会長等）と担当民生委員とが顔を合わせ、打合せを行います。計画作成対象者について区（町内会）と民生委員がそれぞれ把握している情報等をすり合わせ、計画作成対象者宅への訪問をどのようにして行うかなどを協議します。



区（町内会長等）と民生委員との協議が整ったら、計画作成対象者宅への訪問を開始します。区は計画作成対象者リストを用いて進捗管理を行うとともに、訪問実施者へ必要な助言や支援を行います。作成済みの個別避難計画書は、随時、区がとりまとめ保管します。



計画作成対象者リストに登録されたすべての者についての作成事業が完了したら、「個別避難計画書」と「不同意理由調査実施報告書」に関係書類を添付して市に提出します。市は、委託契約に基づき委託料を区に支払います。

(2) 計画作成対象者宅へ訪問した際の手順

手順1 個別避難計画の説明

【解説】

個別避難計画とは「どういうものか」や「必要性」について、計画作成対象者に説明します。また、この訪問は区（町内会）や民生委員が多治見市役所の依頼を受けて行っていることを伝えます。

【計画作成対象者への説明例】

私は市役所から個別避難計画作成支援の依頼を受けた町内会長（民生委員）の〇〇です。多治見市では災害時に備えて、避難に支援が必要な方を名簿化し、避難支援が受けられるよう消防や警察、町内会などに提供しています。あなた（計画作成対象者）は、この名簿（避難行動要支援者名簿）の登載者で、法律の定めで避難のための具体的な計画を作るよう求められています。個別避難計画は災害が起こったときに、あなたが避難支援を受けるチャンスを広げるための計画です。今日はその計画の作成をお手伝いするために伺いました。

【注意事項等】

- ・計画作成対象者には個別避難計画作成のため町内会長や民生委員等が自宅に訪問する旨の案内文書を発送してあります。
- ・計画作成対象者ご自身では内容が理解しにくい場合があります。同居のご家族など身近な方がみえる場合は、一緒に話を聞いていただけるよう依頼しましょう。

手順2 個別避難計画作成についての本人同意

【解説】

個別避難計画の作成について計画作成対象者本人が同意しない場合は、計画を作成する必要はありません。個別避難計画の意義について説明したうえで、まずは計画を作ることについての意向確認を行ってください。

【計画作成対象者への説明例】

今の説明を聞いたうえで、あなたは個別避難計画を作りますか？

作る → p 10 **手順3**を参考に、記載項目について質問します。

作らない → 計画の作成は不要です。p 12「不同意理由調査実施報告書」に不同意の理由等（同居家族あり、施設入所など）を記載して報告してください。

【注意事項等】

計画作成対象者の中には、別世帯の同居家族がいるなどの理由から、他人からの避難支援を必要としない方もみえます。家族の状況などについて確認しましょう。また、本人の意思を尊重し、計画の作成を無理に勧めることがないようにしましょう。

(3) 個別避難計画の様式と各項目の聴取りの質問例

《様式》

個 別 避 難 計 画

年 月作成					
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日		
		性 別	男 ・ 女		
住 所		電話番号			
		携帯番号			
メールアドレス		FAX 番号			
同居家族	※氏名（続柄）		自宅の状況 構造【 木造・鉄筋・鉄骨 階建】 ※寝室の位置、普段いる部屋等		
かかりつけ医	①				
	②				
	③				
利用中の 福祉サービス	事業所名①				
	利用サービス				
	事業所名②				
	利用サービス				
避難場所	☐ 自宅（安全が確保される場合） ☐ 自宅以外（具体的に：				
緊急時の 連絡先	①	フリガナ 氏 名 (団体名)	本人との関係	電話番号 携帯番号	
		住 所		FAX 番号	
		メールアドレス		その他	
	②	フリガナ 氏 名 (団体名)	本人との関係	電話番号 携帯番号	
		住 所		FAX 番号	
		メールアドレス		その他	
避難支援等実施者情報 ※避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等実施者に関する情報が外部提供される場合があることについて、避難支援等実施者の同意を得てから記入してください。					
避難支援等 実施者	①	フリガナ 氏 名 (団体名及び代表者)	本人との関係	電話番号 携帯番号	
		住 所		FAX 番号	
		メールアドレス		その他	
	②	フリガナ 氏 名 (団体名及び代表者)	本人との関係	電話番号 携帯番号	
		住 所		FAX 番号	
		メールアドレス		その他	

手順 3 個別避難計画記載項目についての作成対象者への質問例

【計画作成対象者への説明例】

(計画書の様式を見せて)、これからいくつか質問をしますので、可能な範囲で答えてください。伺った内容は避難支援以外の目的で使用することはありませんのでご安心ください。

記載項目	質問例	備考
電話(携帯)番号	災害時にあなたと連絡が取れる電話番号を教えてください。	ご家族の了解が得られれば、ご家族の固定(携帯)電話番号としてもよい。
メールアドレス	メールアドレスをお持ちですか。	アドレスを持つ人は少ないと思われるが、「多治見市緊急メール」を登録すれば、市が発信する避難情報(避難指示や高齢者等避難など)を受信できる。
同居家族	同居のご家族がみえますか。 「いる」→ 氏名と続柄を記入 「いない」→ 「なし」と記載	別世帯の同居家族がいる場合がある。
かかりつけ医	定期的に(毎月1回以上)通っている病院はありますか。 持病などで毎月お薬をもらっている病院はありますか。	避難所生活における常備薬の不足等への対応を想定。
利用中の福祉サービス	デイサービスやショートステイなど定期的に利用している福祉サービスはありますか。	定期的に利用していない場合は、記入不要。
自宅の状況	普段あなたが居る時間が長い部屋を教えてください。	構造が不明な場合は記入不要。記載方法は文字でも図でも可。日中と夜間で居る場所が異なるときは、両方を記載。
避難場所	災害時、どの避難所に避難するか決めていますか。 「はい」→ 「自宅以外」にチェックし避難所の施設名を記載 「いいえ」→ 避難所を一緒に考える	避難場所は原則「自宅以外」。ただし、自宅の方がかえって安全が確保できる場合は、避難先を「自宅」とすることができる。(例：浸水被害が想定される区域内の建物の高層階に居住する場合)
緊急時の連絡先	避難するときや避難所での生活で、あなたに何かあった場合の連絡先を教えてください。	安否状況や生命身体に関わる緊急かつ重要な連絡をする相手方として、なるべく3親等内の親族の連絡先を記載。
避難支援等実施者	災害時にあなたの避難を支援してくれる人はいますか。	※この計画に「避難支援等実施者」として記載された人は、その人の住所や電話番号などの個人情報が外部提供される場合があるので、その旨の了解を得てから記載する必要がある。

避難時に配慮しなくてはならない事項	チェック項目についてひとつずつ質問	対象者リストの要件の欄が ①②の人は「介護保険証」 ③～⑥の人は「障害者手帳」 ⑦の人は「難病受給者証」 をもっているの、必要に応じて提示してもらい情報を確認する。 聞き取った内容で記載するところが不明なものは、すべて「その他」に記載。
避難場所等情報	市が指定する避難所としては、〇〇や××があります。また、近隣に安全を確保できる親族宅や友人宅（この場合は相手方の了解が必要）がある場合は、そこを避難場所とすることができます。	表面の「避難場所」を「自宅以外」とした場合に記載する。地図のコピーを貼り付け（別紙でも可）、自宅から避難場所までの経路を太ペンで示す。ハザードマップで経路上の危険を確認し、記載する。最後に対象者と確認。

★☆☆☆☆「避難支援等実施者」について ★☆☆☆☆

「避難支援等実施者」は避難支援について法律上の責任や義務を負うものではありません

「避難支援等実施者」は、計画作成対象者に対して避難情報の伝達や避難の手助けをしていたく方ですが、災害時に必ず避難支援を行うことを義務付けるものではありません。避難支援等実施者自身が被災者となることもあり得ます。まずは自分と自分の家族の安全を確保したうえで、可能な範囲での支援をお願いするものです。

「避難支援等実施者」選定のポイント

「避難支援等実施者」の選定に当たっては、まずは計画作成対象者本人の状況を一番よく分かっている家族や親族（同居、別居を含む。）を検討します。家族や親族が疎遠などの理由から避難支援等実施者に設定することが難しい場合は、近所の会社や住人、普段から利用している福祉サービス事業者等から適切な人がいないか検討します。

適切な人が見つからないときは、以下を参考に本人と相談しましょう。

《避難支援等実施者となり得る人の例》

- ・日頃からよく助けてくれる人や相談に乗ってくれる人
- ・地域のイベントや活動などの情報を教えてくれる人
- ・自分だけでなく、自分の家族や知人などについてよく知ってくれている人
- ・自分の身体や心の状況をよく理解して手伝ってくれる人
- ・自分も家族も信頼し、心を許せる人

(4) 不同意理由調査実施報告書

不同意理由調査実施報告書

個別避難計画作成対象者のうち計画の作成に同意しない者について、その理由等を調査したので、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

多治見市長 様

第 区 区長

印

リストNo.	氏名	計画作成に同意しない理由	備考・根拠

3 個別避難計画の管理

(1) 作成事業期間中の取扱い

市が提供した計画作成対象者リストや記入後の個別避難計画は、大切な個人情報です。個別避難計画の作成事業に関わる方には、災害対策基本法の規定により「秘密保持義務」が課されます。これに違反しても罰則はありませんが、紛失等はもちろんのこと、避難支援に関係のない人へ情報が漏れることのないよう、管理には十分注意してください。

(2) 作成事業終了後の取扱い

作成した個別避難計画は市で副本を作成し、本人、その家族及び避難支援等関係者（p 2）へ提供します。個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿と併せて個別避難計画の内容をよく確認し、日頃の見守りに活用するとともに、計画を参考に避難訓練を行うなど、災害時の避難支援が円滑に行えるよう事前の備えを行ってください。なお、引き続き個人情報の管理には十分注意してください。

4 業務委託契約

市は区との間で業務委託契約を締結し、事業完了後、市は当該契約に基づき区に委託料を支払います。

単価契約	個別避難計画作成同意者の個別避難計画作成 1 件当たり	7,000 円
	個別避難計画作成不同意者の不同意理由調査 1 件当たり	500 円

※市から支払われた委託料について、用途の制限はありません。

第4章 避難支援の実務

1 「避難支援」の基本的な取組み

避難支援とは

「避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」をいいます。(法第49条の10第1項)

○災害時の避難支援 ➤ 「避難の支援、安否の確認」

- ・災害発生時（又は発生のおそれがあるとき）に、避難行動要支援者を安全な場所に避難させること
- ・被災家屋に取り残されていないかなど、安否を確認すること

○平時の避難支援 ➤ 「生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」

- ・災害発生時に迅速な避難支援が行えるよう、平時からの避難訓練の実施や見守り活動を行うこと
- ・地域に住んでいる避難行動要支援者を把握しておくこと など

※災害時だけでなく、災害に備えた日頃からの見守り活動や地域における防災活動の取組みを含めて「避難支援」といいます。

■ 避難行動要支援者（本人・家族）の取組み

- ① 支援が必ず受けられるものでないことを理解し「自助」に努めます。
- ② 日頃から近隣者や地域の方とコミュニケーションを図ります。
- ③ 自分の住んでいる地域の危険性を把握します。
- ④ 地域の防災訓練や行事への参加に努めます。
- ⑤ 防災情報の入手に努めます。

■ 避難支援等関係者（避難支援等実施者を含む）の取組み

- ① 自らの安全を最大限確保したうえで避難支援活動を行います。
- ② 日頃から避難行動要支援者や関係者とのコミュニケーションを図ります。
- ③ 迅速な避難支援ができるよう個別避難計画の内容把握に努めます。
- ④ 被災により避難行動要支援者が危険な状況にある場合は、近づかずに消防や警察に連絡します。

第5章 参考資料

1 よくあるQ&A

Q 1 なぜ「個別避難計画」の取り組みを進める必要があるのですか？

東日本大震災の教訓から整備を進めた「避難行動要支援者名簿」は、ほぼすべての自治体で普及しましたが、近年の頻発化・激甚化する大規模災害において、いまだ多くの高齢者等の避難行動要支援者が被害を受けています。これを受け、自力での避難が困難な方の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的として災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

Q 2 「避難行動要支援者名簿」に掲載されている方はどのような方ですか？

- ① 要介護認定3～5の方
- ② 65歳以上のみの世帯で 要介護認定1・2の方又は要支援認定の方
- ③ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 身体障害者手帳をお持ちで内部障害1～4級の方
- ⑤ 療育手帳をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑦ 指定難病の医療受給者証の交付を受けている方
- ⑧ ①～⑦以外で希望される方（認知症高齢者や外国人など）

Q 3 作成対象者宅に訪問したら「避難行動要支援者名簿に登録した覚えはない」と言われたが、どうしたらよいか。

名簿登載者のうち、一部の方については「逆手上げ方式」で登録されています。これらの方については、市役所から発送した名簿登録意向調査書を返信する必要があることから、ご自身が名簿に登録されたという認識がないかもしれません。いずれにしても、名簿に登録され災害の危険のある地域にお住まいの方は計画作成対象者になるので、個別避難計画を作成する必要がある旨を説明してください。そのうえで作成に同意いただけない場合は作成不要です。

Q 4

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されているすべての方について作成する必要がありますか？

避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち、計画の作成に同意した方について作成する必要があります。多治見市では、災害リスクのある地域に居住しているなど優先的に避難支援を行うべき方から順に作成を進めることとしています。

Q 5

自治会などが個別避難計画の作成を行う理由は何ですか。計画作成対象者の個人情報すでに保有している市が作成するほうが効率的だと思うのですが？

災害から命を守り安心して暮らしていくためには、地域ぐるみの支え合いの体制づくりが必要です。個別避難計画が機械的に作られたものではなく、実際に使える計画であるためにも、避難行動要支援者がお住いの地域の方や日常生活に関わる方が計画作りに携わり、その過程を通じて顔の見える関係づくりを進めていくことが必要です。

Q 6

個別避難計画の情報は誰に提供されますか？

個人情報の提供について同意が得られた方については、平常時から、自治会、民生児童委員、警察、消防（避難行動要支援者名簿と同じ範囲）に提供されます。ただし、同意が得られなかった方についても、災害発生時（発生のおそれがある場合を含む）には生命や身体を保護するために当該情報が提供されます。

Q 7

避難支援等実施者となった場合、「必ず支援しなければならない」「災害時、万一助けられなかったら」と考えると責任を感じて負担です。

避難支援等実施者ご自身が被災するなど、状況によっては避難支援ができないことも想定されます。この計画は、地域の「共助」の精神をもとに成り立つものです。あくまでご自身やご家族の安全を確保したうえで、その時にできる範囲で支援を行ってもらいものであり、避難支援等実施者に支援を義務付けるものでなく、また、支援できなかった場合でも責任を負うものではありません。

Q 8

身体状況の変化などによって、当初の計画に記載した内容と違いが出てきたときはどうすればよいですか？

計画に記載した内容と実際の状況に相違を生じることとなった場合は、原則、避難行動要支援

者ご自身の申し出により計画の修正を行います。ただ一方で、ご自身で申し出ることが困難な方もみえます。避難行動要支援者の変化に「気づき」を得られるよう、日頃からの交流や見守り活動をお願いします。

Q 9 個別避難計画はいつまでに作成しなければなりませんか？

国からは令和8年3月を目途に作成を完了するよう求められていますが、地域の状況も様々であり、すぐに取り掛かれる地域ばかりではありません。まずはお住まいの地域の避難行動要支援者名簿に掲載されている方を把握していただき、声を掛け合える関係づくりを進めましょう。計画を完成させることも大切ですが、作成する過程で人と人とのつながりを作っていくことが最も重要です。

Q10 計画作成対象者（本人）が計画作成を拒否した場合はどうしたらよいのでしょうか？

個別避難計画は災害対策基本法において本人の同意を要件としているため、計画作成を拒否された場合は作成する必要はありません。

Q11 避難等実施者の選定ができない場合はどうしたらよいですか？

避難支援等実施者については、まずは本人の状態や配慮すべき事項を一番よく把握されているご家族や親族での対応を検討してください。それが難しい場合は、区や民生委員、地域包括センターなどの関係者に相談してください。関係者に相談してもなお選定できない場合は、避難支援等実施者の欄は空欄として計画書を提出してください。

Q12 「避難場所等情報」は手書きでもよいのでしょうか？

手書きでも問題ありません。そのほか、住宅地図を貼り付けてマーカーで避難経路を図示するなど、わかりやすい表示であれば方法は問いません。

Q13 避難先として、計画作成対象者が普段利用している福祉サービス事業者の施設等を設定してもよいのでしょうか？

事業者側の了解が得られれば問題ありません。そのほか、市では一部の事業所と「福祉避難所」（p19）の協定を締結していますので、参考としてください。

2 区別の計画作成対象者数

令和5年11月1日現在

区	対象者数	区	対象者数	区	対象者数	区	対象者数	区	対象者数
1	29	11	46	21	11	31	32	41	9
2	37	12	66	22	52	32	1	42	15
3	15	13	43	23	87	33	66	43	63
4	25	14	46	24	85	34	24	44	28
5	42	15	15	25	44	35	0	45	22
6	54	16	31	26	165	36	0	46	33
7	48	17	50	27	10	37	0	47	12
8	43	18	46	28	122	38	0	48	51
9	31	19	93	29	94	39	1	49	0
10	54	20	23	30	46	40	4	50	3

合計：1,917人

※この計画作成対象者数は、令和5年度の避難行動要支援者名簿登載者数をもとに算出しており、令和6年度以降において変動する場合があります。

3 指定避難所・指定緊急避難場所

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

校区	場所	風水害		地震災害	
		指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所
養正	養正小学校	○	○	○	市役所本庁舎駐車場 神明公園 坂上公園 前山団地遊園地
	多治見中学校	○	○	○	
	市役所本庁舎	○	○		
	坂上児童館	○	○		
	双葉保育園	○			
	星ヶ台保育園	○	○	○	
	養正小学校附属幼稚園	○	○		
	多治見高等学校	○		○	
	多治見工業高等学校	○		○	
	養正公民館	○		○	
精華	ヤマカまなびパーク（学習館）	○	○	○	白山むすび公園 豊岡緑地 大正公園 西坂第4公園 長瀬公園 とうしん学びの丘エール芝生広場
	パロー文化ホール（文化会館）	○	○	○	
	精華小学校	○	○	○	
	精華交流センター	○	○		
	精華小学校附属愛児幼稚園	○	○		
	陶都中学校	○		○	
	多治見北高等学校	○		○	
	とうしん学びの丘エール	○	○	○	
共栄	西坂町第一集会所			○	
	共栄小学校	○	○	○	高田公民館広場 小名田公園 小名田東第1公園 東栄公園
	小名田公会堂	○	○	○	
	共栄保育園	○	○		
昭和	共栄児童館	○	○		
	産業文化センター	○	○	○	多治見駅南広場 市民病院駐車場 中央児童館遊園地 昭和公園 パークレンズ駐車場
	感謝と挑戦のTYK体育館（総合体育館）	○	○	○	
	南ヶ丘中学校	○	○	○	
	平和中学校	○	○	○	
	昭和小学校	○		○	
	京町公民館	○			
	大畑町公民館	○			
小泉	小泉小学校	○	○	○	幸町広場 小泉公民館駐車場 KEIZ駐車場
	小泉中学校	○	○	○	
	小泉保育園	○	○		
	小泉公民館	○	○		
	多治見西高等学校	○		○	
	小泉交流センター	○	○	○	
池田	池田保育園	○	○	○	池田保育園 池田小学校 池田町屋公民館 総合福祉センター 北野保育園 八幡神社境内地
	池田小学校	○	○	○	
	池田町屋公民館	○	○	○	
	地球村	○	○	○	
	総合福祉センター	○	○	○	
	北野保育園	○		○	
市之倉	市之倉小学校	○	○	○	市之倉運動広場 市之倉公園 市之倉西第5公園 市之倉東公園
	市之倉児童センター	○	○		
	市之倉公民館	○			
	滝呂小学校	○	○	○	滝呂公園 滝呂中央公園 滝呂里山公園
滝呂	滝呂平成クラブ	○		○	
	滝呂区民会館	○			
	サンホーム滝呂	○			
南姫	南姫小学校	○	○	○	姫ヶ丘公園 姫白山公園
	南姫財産区事務所	○	○		
	ふれあいセンター姫	○	○		
	南姫中学校	○		○	
根本	南姫公民館	○			北丘第1～第3公園 北丘中央公園 北丘運動広場 松風台運動場
	根本小学校	○	○	○	
	根本交流センター	○	○	○	
	旭ヶ丘保育園	○	○	○	希望ヶ丘第1公園 西ヶ洞公園 旭ヶ丘公民館広場 旭ヶ丘北公園 明和中央公園 明和公園 明和東第1公園、第2公園 北陵公園 小滝第1公園、第2公園
北栄	北栄小学校	○	○	○	
	北陵中学校	○	○	○	
	明和幼稚園	○	○		
	旭ヶ丘公民館	○	○		
脇之島	旭ヶ丘児童センター	○	○		
	たじみ陶生苑	○	○		
笠原	脇之島小学校	○	○	○	脇之島北公園 脇之島中央公園 脇之島南第1公園
	脇之島公民館	○	○		
	脇之島児童センター	○	○		
	笠原中学校	○	○	○	笠原小学校 笠原中学校 笠原中央公民館 かさはら福祉センター 笠原運動公園 笠原向島運動広場 田笠原西コミュニティセンター 発達支援センターひまわり
笠原	笠原中央公民館	○	○	○	
	かさはら福祉センター	○	○	○	
	笠原保育園	○	○		
	笠原児童館	○	○		
	発達支援センターひまわり	○	○		
	笠原小学校	○		○	
	笠原小学校附属幼稚園	○			
	青羽区公民館	○			
	米区公民館	○			
	上原区公民館	○			
	向島区公民館	○			
	神戸区公民館	○			
	富士区公民館	○			
	釜区公民館	○			
	平園区公民館	○			
	梅平団地集会場	○			

※市では、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令する際、開設する避難所も合わせて発表しておりますので、ご確認の上、避難してください。

風水害	指定避難所	82か所
	指定緊急避難場所	54か所
地震災害	指定避難所	45か所
	指定緊急避難場所	65か所

(2) 福祉避難所一覧（協定締結施設）

No.	施設名	所在地	種別
1	介護老人保健施設 アルマ・マータ	小名田町西ヶ洞71-1	高齢
2	特別養護老人ホーム エバーグリーン	小名田町西ヶ洞1-325	高齢
3	特別養護老人ホーム ビアンカ	上山町1-97-2	高齢
4	ケアハウス ビアンカ	上山町1-97-2	高齢
5	アイランドジー・アイ小泉ショートステイ	小泉町4-231	高齢
6	総合老人福祉施設 ベルツリー	脇之島町3-16-1	高齢
7	介護老人保健施設 メモリアル光陽	大畑町大洞39-1	高齢
8	ジョイフル多治見	音羽町1-35-1	高齢
9	たじみ陶生苑	小名田町小滝5-411	高齢
10	かさばら陶生苑	笠原町2854-1	高齢
11	グループホーム 住ま居る	笠原町2455-42	高齢
12	グループホーム シュアー	東栄町1-35-1	高齢
13	グループホーム 「我家我家」	小泉町4-228	高齢
14	グループホーム 花トピア姫	大針町塩井戸672-2	高齢
15	地域密着型特別養護老人ホーム浩美園・ショートステイ浩美園	京町6-13-2	高齢
16	グループホーム 市之倉ひまわり	市之倉町13-83-353	高齢
17	市之倉ひまわり小規模多機能事業所	市之倉町13-83-353	高齢
18	ニチイケアセンター 太平町	太平町1-70-1	高齢
19	グループホーム さくらの杜	上町4-46-7	高齢
20	小規模多機能ホーム さくらの杜	上町4-46-1	高齢
21	グループホーム 円	小名田町3-89	高齢
22	グループホーム ホープ	希望ヶ丘2-1	高齢
23	小規模多機能ホーム陶都	小名田町2-177-1	高齢
24	愛の家グループホーム多治見	旭ヶ丘7-9-12	高齢

No.	施設名	所在地	種別
25	第一陶技学園	姫町2-2	障害
26	第二陶技学園	姫町2-2	障害
27	優が丘	旭ヶ丘7-16-71	障害
28	なごみの杜かさばら	笠原町2215-1	障害
29	はだし工房共同作業所	笠原町1647-788	障害
30	けやき	平和町6-364	障害
31	第2けやき	平和町5-28	障害
32	第3けやき	平和町7-23	障害
33	けやきカレッジ	根本町3-90	障害
34	サポートセンターUライフ	平井町4-73	障害
35	デイサービス そふと	滝呂町14-7	高齢
36	デイサービス 宝	宝町9-13	高齢
37	やさしい時間ぎんざデイサービスセンター	新町2-33	高齢
38	さいわいデイサービスセンター	幸町7-28-1	高齢
39	みんなの手デイサービスセンター	金岡町2-34-2	高齢
40	茶話本舗デイサービスセンター 池田亭	池田町1-56-5	高齢
41	デイサービスセンター 幸寿	赤坂町6-2-23	高齢
42	おあしすデイサービス 大畑	大畑町6-78	高齢
43	おあしすデイサービス 虎溪山	虎溪山町3-117-3	高齢
44	おあしすデイサービス 明和	明和町2-41-1	高齢
45	幸クリニック	幸町7-28-14	高齢
46	爽ケア リハビリセンター小泉	小泉町3-24	高齢
47	爽ケア 健康リハビリオリベ	京町2-185	高齢

避難行動要支援者の 個別避難計画作成の手引き

令和 5 年 7 月 策定

令和 5 年 11 月 改定

【編集】 多治見市企画部 企画防災課防災グループ

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

T E L : 0572-22-1378

F A X : 0572-24-0621

E-mail : kikaku@city.tajimi.lg.jp

多治見市 個別避難計画

